

第 223 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年1月10日

南 部 町 農 業 委 員 会

223 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和6年1月10日(水) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和6年1月10日(水) 午後2時30分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(15人)

会長	4番	中村文男	
会長職務代理	9番	川守田雄一	
委員	1番	佐々木正義	2番 石橋薫
	3番	夏坂元一朗	5番 夏堀健一
	6番	梅内道子	7番 山田憲幸
	8番	堀内重男	10番 佐々木一雄
	11番	佐々木徳志	12番 三浦恵美子
	13番	赤石敏文	14番 高橋勝敏
	16番	工藤信仁	
5. 欠席委員(1人)	15番	河守田雄一	

6. 会議書記

事務局長	野月正治
総括主査	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第11号 賃貸借合意解約書の受理について
日程第5	報告第12号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第6	報告第13号 農地の賃借料情報の提供について
日程第7	議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第9	議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 8 番 堀内 重男 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 223 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、15 番 河守田 雄一 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 15 名で、委員定数に達しておりますので、第 223 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 8 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 14 番 高橋 勝敏 委員 16 番 工藤 信仁 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 11 号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	報告第 11 号について、説明いたします。 農地法により賃貸借をした契約と農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、4 件で

	す。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名、農地中間管理機構及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 5 年 11 月 30 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 12 月 1 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 2 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 5 年 12 月 15 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 12 月 16 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 3 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 4 年 6 月 1 日から令和 14 年 7 月 31 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 5 年 12 月 21 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 12 月 22 日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号 4 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 29 年 10 月 12 日から令和 9 年 10 月 11 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 5 年 12 月 11 日、土地の引渡しの時期は令和 5 年 12 月 12 日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第 5 報告第 12 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。報告の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	報告第 12 号について、説明いたします。
	農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1 件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日、及び土地の引渡しの時期は令和 5 年 12 月 6 日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第 6 報告第 13 号「農地の賃借料情報の提供について」を報告します。報告の説明を求めます。 佐藤 総括主査
佐藤 総括主査	報告第 13 号について説明いたします。 令和 5 年 1 月から 12 月までに締結した、農地の賃貸借における賃借料水準の動向について、情報を提供するものです。 田の部ですが、南部町全域の平均額は 10 a 当たり 4,900 円で、

		最高額は 9,100 円、最低額は 2,100 円です。 畑の部ですが、南部町全域の平均額は 10 a 当たり 4,500 円で、最高額は 9,200 円、最低額は 2,400 円です。 以上で説明を終わります。
議	長	ただいまの報告第 13 号について、ご意見はありますか。 (なしの声あり)
議	長	発言がないようですので、以上で報告第 13 号「農地の賃借料情報の提供について」の報告を終わります。
議	長	次に、日程第 7 議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。
佐藤 総括主査		佐藤 総括主査 議案第 27 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 2 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議	長	農地調査の結果について、説明を求めます。
館野 調査員		館野 隆行 調査員 6 番 館野から説明いたします。 去る 12 月 27 日、堀内委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 27 号及び第 28 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 27 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議	長	議案第 27 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議	長	次に、日程第 8 議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。

佐藤 総括主査	佐藤 総括主査 議案第 28 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件で、所有権の移転に関するものです。
議 長	なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
館野 調査員	農地調査の結果について、説明を求めます。 館野 隆行 調査員 議案第 28 号について農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。
議 長	農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。
議 長	調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。
佐藤 総括主査	佐藤 総括主査 議案第 28 号について、説明いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・上名久井地区で、南部町役場から西に約 820m の距離に位置し、申請地の北東側は宅地、南西側は農地となっています。
議 長	農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。
議 長	第 1 種農地の転用は原則として認められませんが、「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。
議 長	議案第 28 号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) ご異議なしと認めます。
議 長	よって、議案第 28 号については原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。
佐藤	次に、日程第 9 議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤 総括主査 議案第 29 号について、説明いたします。

総括主査	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、3 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 4 年 11 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,341 円です。 番号 2 番の利用目的は畑、期間は 10 年 2 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 3 番の利用目的は畑、期間は 10 年 11 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 29 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 223 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 30 分) 終礼を行います。 ・ 起立 ・ 礼 ・ 直れ ・ 着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 1 月 10 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員